

## 仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金交付要綱

(平成 26 年 9 月 30 日 健康福祉局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、医療的ケアを要する重症心身障害者の地域における自立した生活を支援するため、医療的ケアを要する重症心身障害者を共同生活援助を行う住居（以下、「共同生活住居」という。）に入居させ必要な医療的ケア・介護等の支援を提供できる体制を確保して、指定共同生活援助の事業を行う者に対し、予算の範囲内で仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 二 指定共同生活援助事業者 法第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助に係る指定障害福祉サービスを行う事業者をいう。
- 三 共同生活住居 法第 5 条第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。
- 四 医療的ケア 急性期の治療目的ではなく、障害者の健康維持に不可欠で日常生活に必要な、医療的な生活援助行為であり、別表第一に掲げる行為をいう。
- 五 重症心身障害者 最重度又は重度の知的障害により療育手帳の交付を受け、かつ、障害等級が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳（肢体不自由に該当すると認められたことにより交付されたものに限る。）の交付を受けた者、若しくは、左記に掲げる状態と同等であると仙台市発達相談支援センター所長が認めた者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する共同生活住居において指定共同生活援助の事業を行う者とする。

- 一 仙台市域内に設置された共同生活住居であること。
- 二 市税を完納していること
- 三 指定共同生活援助の事業を行う者は暴力団等と関係を有していないこと。
- 四 常勤看護師の配置等により、当該共同生活住居の入居者に対し必要な医療的ケア・介護等の支援を提供できる体制を確保している共同生活住居であること。
- 五 当該共同生活住居は、仙台市が支給決定（法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を行った重症心身障害者が入居する共同生活住居であること。
- 六 看護師等による医療的ケアを必要とする重症心身障害者が、原則として 1 人以上入居（入居が確定している体験入居を含む）する共同生活住居であること。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、別表第二に定める額とする。

2 指定共同生活援助の事業を行う者が、前条各号のいずれにも該当する共同生活住居を年度の中で設置し、又は廃止し、若しくは休止した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定共同生活援助の事業を行う者に対する補助金は、前項の額を12で除した額に、当該設置し、又は廃止し、若しくは休止した月を含め、当該年度内において指定共同生活援助の事業を実施した月数を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 当該共同生活住居の入居者が、第3条第5号、第6号に掲げる要件を満たすことを確認するために必要な次に掲げる資料その他の書類
    - イ 入居者が交付された共同生活援助(体験利用も含む。)の支給決定を受けたことを示す受給者証(法第22条第5項に規定する受給者証をいう。)の写し
    - ロ 入居者が交付された身体障害者手帳又は療育手帳の写し
    - ハ 入居者が身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない場合にあっては、仙台市発達相談支援センター所長の意見書の写しその他の入居者の障害の程度を確認するために必要な書類
  - ニ 医師の診断書または当該共同生活援助における看護指示書(医療的ケアの内容に関する記載があるもの)
  - ホ 対象者の入居(予定)日が分かる契約書等の書類
- 二 当該申請に係る指定共同生活援助の事業の事業計画を示す書類
  - 三 当該申請に係る指定共同生活援助の事業の人員計画を示す書類(看護師の配置等)
  - 四 当該申請に係る指定共同生活援助の事業の収支計画を示す書類
  - 五 その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(交付の方法等)

第9条 市長は、規則第15条ただし書きの規定により補助金を4月及び10月の2回に分け、概算払(前金払)により交付するものとする。

2 年度の中で前条の規定による補助金の交付の決定を行う場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、当該補助金の交付の申請をした者と協議して決定した時期及び方法により補助金を交付するものとする。この場合において、市長は、決定した補助金の交付時期及び方法を前条に規定する交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号の規定による市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金事業変更承認申請書(様式第4号)により、規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金事業変更等承認通知書(様式第6号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金交付申請取下書(様式第7号)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業実績報告書(様式第8号)に、次の書類を添えて、事業終了後速やかに行わなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 当該事業に係る収支決算の状況を詳しく記載した書類
- 三 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、当該事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定による通知は、仙台市医療的ケア対応型共同生活援助事業費補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を求めるものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者へ命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、理由を付した書面により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき規則第18条第2項による遅延損害金を納付するものとする。

3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項に規定する報告、検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改

善その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月16日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年2月6日改正)

この改正は、令和2年2月6日から実施する。

附 則 (令和2年4月1日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年4月1日改正)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表第一 (第2条関係)

番号	医療的ケアの内容
1	点滴(注射)の管理
2	導尿、摘便、ストマ
3	酸素療法
4	吸引、吸入
5	経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻)、口腔ネラトン
6	気管カニューレ管理
7	呼吸管理(人工呼吸器の管理等)
8	中心静脈栄養

別表第二（第6条関係）

補助対象	補助額
<p>看護師の配置に要する人件費                      （医療的ケアを必要とする重症心身障害者が体験入居している場合を除き、共同生活住居に係る業務に要する人件費に限る。）</p>	<p>年間の補助金の上限は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケアを必要とする重症心身障害者が2名以上入居するとき 665万円</li> <li>2 重症心身障害者が3名入居し、そのうち1名が医療的ケアを必要とするとき 532万円</li> <li>3 重症心身障害者が2名入居し、そのうち1名が医療的ケアを必要とするとき 399万円</li> </ol>
<p>医療的ケアに対応できる支援員の人材養成に係る研修費用</p>	<p>研修受講者1名につき2万円を超えない額とする。</p>
<p>新規に医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる際に、専属的に対応する支援員の配置に要する費用</p>	<p>1日の受入れにつき一人当たり12,600円とするものであり、年間で50日分を超えない額とする。</p>